

# 平成30年度（2018年度）熊本県社会福祉審議会 議事概要

◆日時 平成31年（2019年）2月7日（木）午後2時から午後3時30分

◆場所 熊本県庁行政棟新館2階 職員研修室

◆出席委員

石橋委員[委員長]、 犬童委員、上村委員、川原委員、木村委員、黒田委員、  
鴻江委員、坂本委員、田浦委員、武元委員、中園委員、永野委員、福島委員、  
三浦委員、森山委員、柳田委員（委員16名出席）

（※本文中、●：委員の発言 ○：事務局の発言）

## 1 開会

## 2 健康福祉部長あいさつ

（※次第1、2については、内容の記載を省略。）

## 3 議題等（1）専門分科会等の開催状況等について

（※資料1に沿って事務局から説明。その後の質疑は以下のとおり。）

### ●（委員）

4ページの児童福祉専門分科会についてお尋ねする。死亡事例について、どんな課題があり、どんな再発防止策を取られたのか、差支えない範囲で教えてほしい。

### ○（事務局）

この事例は、平成25年12月21日に本県A市において発生した事例。

生後間もない新生児に医薬品を飲ませ死亡させたとして、平成27年10月23日に母親が殺人の疑いで逮捕された。司法解剖の結果、体内から薬物が検出されたということで、母親が衝動的に自分の薬を子どもに飲ませ、子どもが死亡した事例。

この事件は、児童相談所や市町村の児童虐待防止担当課などの関係機関が関与していた事例ではなく、衝動的な事件として整理される。ただ、亡くなったという事実を重く受け止め、今後このような事件が起きないように本審査部会で検証を行うこととしたもの。

審査部会では、報告書を作成して、関係機関で取り組むべき課題を整理しているが、今回の報告書の中では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援、母親に精神疾患があったことから精神疾患がある妊婦への対応、それに、地域から孤立している家庭へのアプローチなどについて御議論いただき、その成果を検証結果として広く国や市町村に周知し、再発防止に努めていくと整理している。

### ●（委員長）

私も、千葉県で事件が起きているので気になっていた。

●（委員）

検証結果はどのような形で周知されているのか。保育園にもFAXやメールなど文書で来るが、このような会議に出なければ、熊本県の状況を知ることが難しい。また、自分たちが住んでいるところで関係機関と連携を取ることの難しさを感じている。死亡に至らなくても、脳にダメージが出てしまうような虐待は、実際にはもっとあっているのかもしれない。これは喫緊の課題。検証された結果について周知が十分でない気がしているが、どうか。

○（事務局）

市町村ごとに要保護児童対策地域協議会（要対協）という協議会がある。学校、福祉、医療、弁護士などさまざまな関係機関が入っており、そこで情報共有しながら一つ一つ対応されている。今回のケースについても、要対協の中でしっかりと情報共有するとともに、事件が発生したA市においては、できるだけ分かりやすい資料を作成し、ただ文書を流すだけではなくて、しっかり相手に伝わるような工夫をしていただくよう取組みを進めているところ。

今回、検証報告書を取りまとめたが、A市については今後も引き続き状況等を把握しながら、何か課題等があれば早急に改善するような形で取り組んでいきたいと考えている。

●（委員）

要対協は県内すべての市町村にあるのか。

○（事務局）

県内すべての市町村で設置されている。

●（委員長）

この審議会は、児童、高齢者、障がい者すべて含んでいるので、中身の議論は分科会に任せている状況。ただ、虐待、人材確保、地域共生社会など、共通する課題も多いので、今年は「虐待」、来年は「人材確保」というようにテーマを決めて議論するのも方法でないか。この会議の議論の仕方を検討してほしい。

民生委員の定数を増やすことについて異論はない。民生委員の仕事は増える一方。しかし、なかなか確保できないという話も聞く。定員は増やしたが、生かしていない、ということがないようにしてほしい。

### 3 議題等（2）熊本県社会福祉審議会条例の改正について

（※資料2に沿って事務局から説明。その後の質疑は以下のとおり。）

●（委員長）

以前、この審議会では委員から「社会福祉法の規定の中に児童は入っているが、精神障がいが入っていないのはおかしいのではないか」という御指摘を受けていた。

今度、法が改正されて精神障がい者福祉に関する事項を調査審議させることができることとなり、県の条例でも「精神障害者福祉」の文言を加えて改正する、という理解でよいか。

○（事務局）

そのとおり。

●（委員）

一点確認したい。条文が「児童福祉及び精神障害者福祉」となっているが、「身体と知的」が外された形ではなく「身体・知的」も当然入っているところと考えてよいか。

○（事務局）

そのとおり。身体・知的は元から入っている。元々の制度の成り立ちもあり、改正部分だけが一度除外され、後から特例で入れるという形になっている。この法改正は分権の流れで、地方の提案募集方式により本県から提案したものが採用されたもの。

●（委員長）

本当は法文上で身体・知的・精神と全部入れればよいが、歴史的ななごりを残した改正になっている。議論する場はできたということで、今後何かあれば、この場で御意見いただきたい。

#### 4 報告（1）第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画について

（※資料3に沿って事務局から説明。その後の質疑は以下のとおり。）

●（委員長）

資料3-2の、ひとり親家庭の貧困率43.8%という数値は、熊本県のものか。

○（事務局）

そのとおり。

●（委員長）

この数値は、子どもの貧困にも直結しているから、しっかりと問題に取り組んでほしい。

●（委員）

5つの柱が立っているが、ひとり親の方でなかなか相談できない方に、医療が必要な方がたくさんいる。基本目標の中に、育てる親御さんの心身の健康とか、そういった文言が含まれると、もっと充実したものになると思う。

●（委員）

この計画は、実際にひとり親家庭の方に聞き取りをして、ニーズを把握した上で作成したのか。

○（事務局）

計画作成に当たっては、ひとり親家庭の方々への実態調査を行い、その声を反映させている。

●（委員）

計画の事業は、実際にひとり親家庭の方から、「助かっている」という声があがっているのか。

○（事務局）

例えば、地域の学習教室等について、なかなか学習機会を子どもに十分に与えられない家庭からは、「こういった機会はありがたい」という声をいただいている。

また、先日、ひとり親家庭の親子を対象とした交流会を開催したが、参加者からは、「今後の夢の実現に向けていい機会になった」という声もいただいている。

●（委員）

子供の将来等、先行きに不安を抱えている方もいると思うが、そのあたりのケアはどうされているのか。

○（事務局）

ひとり親家庭のケアについては、各福祉事務所に置いた相談員が支援を行っている。また母子会とも連携し、ひとり親家庭のニーズを把握しつつ、必要な施策に繋げている。

●（委員）

母子会に委託されているということだが、母子会に入っていないと、お子さんの支援はできないのか。

○（事務局）

御指摘のとおり、母子会に入っていないと、母子会としての支援はできない。その前に申し上げた相談員は各福祉事務所におり、ひとり親家庭が毎年行う児童扶養手当の現況届の機会などを通じて、様々な支援に繋げている。

●（委員）

昨年ひとり親になられた方で、生活保護を受けてから、生活困窮者自立支援法により学習支援を受けている方がいるが、これはどう違うのか。

○（事務局）

学習支援について、子ども家庭福祉課ではひとり親を対象にした学習教室を行っているが、今お尋ねいただいた学習支援については、生活困窮者を対象にした学習教室を県の社会福祉課が担当して行っている。さらに、経済的な理由でお子さんを塾に通わせることができない家庭を対象に、市町村の教育委員会が中心となって取り組んでいる「地域未来塾」という学習教室がある。

このように様々な支援を提供しながら、隙間で抜け落ちる方がいないよう、手厚く取組みを行っている。

●（委員長）

ひとり親家庭の方々は、非正規雇用で低賃金の方も多し。今後、正規と非正規の格差をなくしていこうという働き方改革も進んでいくが、そういうことも含めて総合的に支援していかないと難しいので、引き続きよろしくお願ひしたい。

#### 4 報告（2）熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）について

（※資料4に沿って事務局から説明。その後の質疑は以下のとおり。）

●（委員長）

DVも児童虐待と同じく、数としては増えているのか。

○（事務局）

DVの相談件数は、実は少しずつ減っている状況。

これは全国的に同じような傾向であり、内部で議論しているが、なぜ減少しているのか、分析まではできていない。

●（委員長）

表に出ていないだけなのか…。DVの定義は、最初は配偶者からの暴力だったが、今は交際相手も含まれるので、普通は増えると思うが、なかなか相談まで至らないケースも多いのか。相談件数が減っているからなくなりつつあるとは考えられない。

#### 4 報告（3）熊本復旧・復興4カ年戦略の進捗状況について

（※資料5に沿って事務局から説明。その後の質疑は以下のとおり。）

●（委員長）

4カ年戦略の指標について、地域の縁がわや待機児童は、はっきりと数字に現れるので分かりやすいが、11ページの「結婚を希望する人をみんなで応援している社会環境にあると感じる県民の割合」といった指標は、漠然としていて難しい。年代によっても感じ方が違う。若い人からすると、数値が低いと熊本県は冷たいと感じるかもしれないし、結婚している方は、こんなものだと感じるかもしれない。

ただ、計画の大目標が「幸福量の最大化」なので、その考え方に沿うのであれば、こういった目標も必要なのだと思う。

●（委員）

熊本地震の際に、避難所は決められていたが、その他の近隣の公民館や集会所に避難された方も大勢いたと思う。しかし、そういった所には支援物資がなかなか届かなかったという話も聞いた。地域の縁がわだけではなく、普段から住民が集まり

やすい場所はたくさんあると思う。そういった場所や、最近になって社会福祉法人が積極的に立ち上げているカフェの場所を事前に把握しておく、より一層きめ細やかな支援ができると思う。

また、民生委員の欠員が多く、非常に苦労しているところもある。特に自分の地域は多い状況。例えば、行政職員や先生のOBなどが優先的に民生委員になるような地域や、地域包括ケアシステムにおけるケアマネージャーや地域包括支援センターの方などが、非常に多くの情報を持っているような地域もあると聞いたことがある。こういった事例や、民生委員を毎年うまく確保できているような地域の事例があるなら、紹介してもらいたい。

さらに、災害対応においても、地域包括ケアシステムを推進するという一方で、個人情報保護法がネックになることが多々ある。障がいのある方も、認知症の方も、高齢の方も多くいらっしゃる中で、なかなかその情報がしっかりと伝わってこない。生命に関わる話なので、いかがなものかと思う。以前から同じような話はあるが、最近は災害も増えてきている。命を守るという点では、情報を把握することを優先しないと、救える命を救えなくなってしまうかもしれない。

#### ○（事務局）

民生委員の関係だが、優良事例について今は把握できていないので、把握してから御報告する。

また、欠員については、特定の町村や新興住宅のある合志市や菊陽町などでは、確かに欠員が多い状況もある。民生委員が大変忙しい状況にもあるので、今回、各市町村の意見を十分に聞いた上で、必要な増員を行うこととしている。ただ、どうしても特定の一部の住宅地など、欠員が長く続いている地域もあるので、それについては、市町村や地元の区長と話し合いながら、新たに選任いただくことを粘り強く要請しているところ。

なお、現在の欠員は47名で充足率は98%となっている。3年前の改選時には、欠員が88名で充足率は96%だったので、当時と比較すると改善はしている状況にある。

#### ●（委員）

自分も民生委員をしている。現実的に、民生委員のなり手は少なくなっている。田舎の方は区長がなり手を探して、見つからなければ自ら民生委員も務めることがあるので、欠員が出ない場合もある。一方で、都市になるほど確保が困難になる。

色々と話し合いもしているが、役割がきつく、一期でやめてしまう人が多い。見守りも複雑化しており、周りからの期待感も大きくなっている。慣れてしまえばいいのかもしれないが、慣れる前に、一期目でやめてしまう人も多い。この傾向が、都市になるほど強くなる。

#### ●（委員）

待遇が悪いのでは。

●（委員）

民生委員は基本的にボランティア。

○（事務局）

災害時の要支援者に関する内容について説明する。2日前に県が開催した「地域福祉推進委員会」においても、同様の話題があった。

御指摘のとおり、個人情報保護の観点もあるが、災害対策基本法においては、災害時には避難行動要支援者名簿を提供してよいという規定もある。何を優先すべきかという議論もあるが、基本的に災害対策基本法上は避難行動要支援者については個別計画を策定することになっており、それに関する情報はきちんと市町村で把握しなければならないとなっている。

しかしながら、そのための情報を提供したくないとおっしゃる方もいるなど、難しい状況が発生することもある。このような中で、行政が要支援者の状況を把握することも重要だが、普段から地域でそのような情報をどれだけ把握し、見守る体制ができているかということも重要になってくる。

なお、市町村によっては個別支援計画の策定が十分ではないところもあるし、計画は一度策定してしまえば終わりということではなく、常に更新していかななくてはならない。県としても、策定が進んでいないような市町村に対しては、災害時に有効に活用できる計画が策定できるよう、個別に支援を行っている。

また、民生委員に対しては、こういった個別支援の内容も情報提供できるものと思うが、市町村によって取扱いが異なる場合もあるかもしれない。県でも注意しておき、必要に応じて市町村へ働きかけを行いたい。

●（委員）

是非願います。高齢者の独り暮らしや老老世帯が増える中、同意を得るといってもなかなかよく理解できないような方たちも増えてきている。命に関わる部分ということで、是非願いたい。

最後にもう一つ、児童虐待の話がさっき出たが、高齢者の方も虐待での死亡事故があった。言われているのはやはり「人材不足」。そういった中で大きな負担になる。今回の場合は、なかなか寝ていただけないと、非常に疲れ果ててしまって暴力に及んだということだった。

今、こういう人たちのストレスチェックをしなければならない。職員数が一定以上のところは義務としてやらなければならないが、このストレスチェックというのが何か役に立つのか、どういう風に生かされているのか、その辺が分かれば教えてもらいたい。虐待の問題と人材確保の問題は、全部繋がっていると思う。

○（事務局）

御指摘のように、介護現場での人材不足というのは、大変深刻な状況と受け止めている。県としても、多様な人材の新規参入、定着支援、負担軽減、処遇改善とい

った総合的な対策を講じているところであるが、人材不足という点で介護現場に負担が掛かっている面があると思うので、負担軽減策にしっかり取り組んでいきたい。

ストレスチェックについては、直接の所管外ではあるが、介護現場に限らず、労働安全衛生法という法律があり、そちらの改正で導入されたもの。職員の状態を定期的にチェックして、職員との面談等に活かしてもらおうというところで義務化された。そういう機会ができたということで、介護現場に限らず、労働安全衛生の向上という観点では非常に重要な機会だと思うので、産業医から出た意見など、それを現場がどう受け止めていくかということだと認識している。

●（委員）

いい事例があれば、是非教えてもらいたい。

●（委員）

産業医方面に携わっているが、ストレスチェックというのは、その従業員の皆さん方に「あなたは高ストレスですよ」ということを自覚させるのが第一。そうした中で、高ストレス者の面接をしながら、気づいてもらって、ストレスを下げる。

もう一つは、職場の中に問題があるときは、産業医が意見を言うということ。

それからもう一つ大きいのは、実際に個人がうつ病的なものになったときは、専門医に相談してもらって、適切な対応をしてもらうということ。そうしたことで、ストレスチェックが今浸透していている。

我々も、現場に行って、気づいてもらって、普通の生活に戻られた、という事例はかなり持っているし、そういった形で進んでいくんだと思う。

●（委員長）

なにしろ福祉の現場は、少ない人数で多くのことをやらなければならないので、ストレスが溜まって、ともすれば虐待とか良からぬことに向かったりする。これは根本的な問題。あとは、職員がそういうような状態にならないように、職場で考えていくということ。その両面からやらなければ、なかなか難しいかもしれない。

資料の 13 ページに、介護職員数の目標値が出ている。だんだん目標値に近づいていると、数としてはそう言えそうだけれども、実際の現場で話を聞くと、どこも人が足りなくて、「誰かいませんか」という話ばかりなので、おそらく事業所が増えたりして、数は増えているけれども現場に足りない、という声は歴然としてある。

目標値をどこに置くかという話になるが、この問題はちゃんと考えていかないと。高齢者も障がいも全て同じだと思うので。

この問題については、なかなか解決はしないかもしれないが、いつかこの場で皆さんの意見を聞いた方がいいかもしれない。来年度でも再来年度でも。20分くらいかけてやりましょう。

●（委員）

「復旧・復興4カ年戦略」について、大変丁寧な説明をいただきありがたい。



7ページの社会福祉施設の復旧について、平成29年度に454施設の復旧工事が完了したということで、大変ありがたいと思っている。

ここで、「介護人材確保補助事業等により確保・育成」とあるが、機能面ではなんとかやっていると思うが、とにかく人手不足が深刻で、定員まで利用者を受け入れることができないという実態があると聞いた。

この「介護人材確保補助事業」、あまり障がいの方ではメジャーではないので、教えていただきたい。

それから、同ページ一番下にある医療的ケアが必要な重度障がい児・者については、私どもの会員施設でも受け入れているが、このことに関して、国が3カ年で施設整備費の中で、自家発電装置の整備について強化して予算を付けているところであり、福岡県などは去年の段階で、全事業者を集めて説明会が行われた。熊本県はまだそうしたものが行われていないと思う。

医療的ケア児・者を受け入れるためには、簡単な装置では難しく、まさに施設整備というくらい大きな装置を持たないと、非常に難しいところがある。地域には必ずおられて、熊本地震の時は、前震の後に入院していただいて相当対応できたが、福祉避難所としての強化を私たちもしていきたいと思うので、お願いも含めてお尋ねしたい。

#### ○（事務局）

まず、「介護人材確保補助事業等」について、先ほど申し上げたとおり、多様な人材の新規参入、現在働いておられる方の定着支援と離職防止、処遇改善等、様々な施策を行っている。そうしたものの総称で挙げているもので、個別の事業ということではないが、例えば修学資金の補助であるとか、定着の関係でいうと、様々な研修の機会の補助、あとは、これも国の施策ではあるが、介護報酬の処遇改善加算は年々拡充されているところ。そうした様々な施策を総動員して、先ほど委員から御指摘のあったとおり、高齢の施設の中では、どうしても人が足りず、ショートステイを閉めざるを得ないといった施設があるとも伺っているので、引き続き様々な人材確保策を進めて参りたいと考えている。

#### ○（事務局）

委員からの二番目の御質問、自家発電の関係について、今年度、国の経済対策が50億あり、これで耐震とブロック塀の改修、それと自家発電の整備をということで国から来たので、全ての障がい関係の施設に照会して、短期間の照会ではあったが、挙がってきた部分については、今協議を上げているという状況。

引き続き、施設整備については、国土強靱化計画の予算の内から、予算をしっかりと確保していこうと考えている。

#### ●（委員）

障がいの方も、処遇改善に関しては比較的近いレベルで対策を打っていただいているが、例えば修学資金のことであるとか、高齢の方には使えるけれども、障がい

の方では、私たちが知らないだけかもしれないが、十分ではないところもあるので、両方使えるような道を拓いていただけないか、という大きな要望を申し上げたい。

●（委員長）

処遇というのも非常に大事である。民生委員さんの方も、なんとかならないかと、一言申し上げておく。県ではなくて国に言うべきかもしれないが。

●（委員）

先ほどの児童虐待について。今、世間を騒がせている心愛（みあ）ちゃんの事件で、児童相談所から家庭訪問に行かれる際に、警察と連携されている所があると伺ったが、熊本県ではどうなっているか。

○（事務局）

児童虐待の通告があったら、48時間以内に必ず児童相談所の職員が現地を訪問して、子どもの安否確認を行っている。

警察との連携については、相手方がある話なので、ここは警察と一緒にいった方がいいという場合は、同行していただくなど、連携を図りながらやっている。

●（委員長）

児童虐待は増え、児童相談所の職員は足りない。もう少し人材を確保しないと、対応できないようなところが出てくるかもしれない。よろしく願いしたい。

他にありませんか。もし、後で何か思い付かれたときは、事務局におっしゃってください。

事務局の方から何かありますか。

○（事務局）

特にございません。

●（委員長）

では、これで社会福祉審議会の会議を終了します。皆様お疲れ様でした。

（議事終了）

## 5 閉会

（以上）